

多治見市児童館等指定管理者 共通公募要領

【川南グループ】

中央児童館
市之倉児童センター
脇之島児童センター

【川北グループ】

共栄児童館
旭ヶ丘児童センター

【小泉交流センター】

令和7年6月

多治見市こども健康部こども家庭課

目 次

	頁
趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1 募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2 公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3 質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第4 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第5 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第6 指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・・	16
第7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置・・・	16
第8 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第9 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	17
別紙 令和6年度児童館・児童センター等の利用状況・・・・・・・・	18
 様式	
(様式1) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・	19
(様式2) 法人等概要書・・・・・・・・	20
(様式2-2) 団体構成表・・・・・・・・	21
(様式3) 主要業務実績一覧・・・・・・・・	22
(様式4-1) 誓約書・・・・・・・・	23
(様式4-2) 誓約書・・・・・・・・	24
(様式4-3) 誓約書・・・・・・・・	25

趣旨・目的

多治見市では、「中央児童館、市之倉児童センター、脇之島児童センター」、「共栄児童館、旭ヶ丘児童センター」、及び「小泉交流センター」（以下「本施設」といいます。）について、令和 8 年 4 月 1 日から、「多治見市児童館の設置及び管理に関する条例」（昭和 40 年条例第 9 号）第 3 条、及び「多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例」（令和元年条例第 22 号）第 6 条に基づき、指定管理者による管理運営とするため、次の要領により本施設の管理運営及び事業の実施について、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (4) 児童館ガイドライン（令和 6 年こども家庭庁策定）
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- (6) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年岐阜県条例第 90 号）
- (7) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号。以下「手続条例」といいます。）
- (8) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」といいます。）
- (9) 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成 9 年規則第 26 号）
- (10) 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 40 年条例第 9 号）
- (11) 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 57 年規則第 15 号）
- (12) 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第 22 号）
- (13) 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年規則第 80 号）
- (14) 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号。以下「行政手続条例」といいます。）
- (15) 多治見市行政手続条例施行規則（平成 9 年規則第 18 号）
- (16) 多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）
- (17) 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」といいます。）
- (18) 多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号）
- (19) 多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）
- (20) 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例（令和元年条例第 24 号）
- (21) たじみこども未来プラン～多治見市こども計画～（令和 7 年多治見市策定）
- (22) その他、本施設の管理運営に適用される法令、条例、規則等

指定管理期間中、関連法令に改正があった場合、又は本施設の管理運営に新たに適用される法令等が制定された場合は、改正された法令等、又は新たに制定された法令等の改正された内容を仕様とします。

なお、市が業務内容を変更した場合は、協議により定めます。

以下本要領中、多治見市を甲とし、指定管理者を乙とします。

第1 募集の内容

1 施設の概要

以下の目的で設置する本施設の特徴を活かして管理、運営する指定管理者を募集します。

(1) 川南グループ（中央児童館、市之倉児童センター、脇之島児童センター）

(1-1) 施設名称及び施設概要

名称	中央児童館	市之倉児童センター	脇之島児童センター
供用開始	昭和44年4月	平成5年4月	平成6年4月
場所	御幸町2-95	市之倉町7-124	脇之島町6-31-5
敷地面積	570.70 m ²	968.00 m ²	920.00 m ²
延床面積	183.60 m ²	448.69 m ²	456.16 m ²
構造	鉄骨ブロック造平屋建	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
主な施設状況	事務室 (9.72 m ²) 休養室 (12.96 m ²) 遊戯室 (92.88 m ²) 集会室 (15.84 m ²) 図書室 (12.96 m ²) トイレ (5.04 m ²)	事務室 (30.00 m ²) 遊戯室 (170.60 m ²) 研修室 (33.75 m ²) 図書室 (30.00 m ²) トイレ (30.20 m ²)	事務室 (28.77 m ²) 遊戯室 (177.22 m ²) 研修室 (38.35 m ²) 工作室 (38.35 m ²) 図書室 (24.78 m ²) トイレ (31.84 m ²)

*集会室、研修室は主に乳幼児室として使用。

*中央児童館の集会室は、児童館事業に支障のない範囲で地元自治会が使用する場合があります。

(1-2) 設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。

(1-3) 利用実績

別紙「令和6年度児童館・児童センター等の利用状況」のとおり

(2) 川北グループ（共栄児童館、旭ヶ丘児童センター）

(2-1) 施設名称及び施設概要

名 称	共栄児童館	旭ヶ丘児童センター
供用開始	昭和 57 年 2 月	平成 2 年 4 月
場 所	高田町 6-40	旭ヶ丘 7-16-62
敷地面積	1,269.11 m ²	1,903.00 m ²
延床面積	199.26 m ²	336.00 m ²
構 造	鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
主な施設 の 状 況	事務室 (12.96 m ²) 遊戯室 (76.14 m ²) 集会室 (16.20 m ²) 図書室 (22.68 m ²) 静養室 (12.96 m ²) トイレ (9.72 m ²)	事務室 (24.00 m ²) 遊戯室 (144.00 m ²) 集会室 (37.80 m ²) 図書室 (30.00 m ²) トイレ (22.20 m ²)

*集会室は主に乳幼児室として使用。

(2-2) 設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。

(2-3) 利用実績

別紙「令和 6 年度児童館・児童センター等の利用状況」のとおり

(3) 小泉交流センター

(3-1) 施設名称及び施設概要

名 称	多治見市小泉交流センター	
供用開始	令和 2 年 4 月	
場 所	小泉町 7 丁目 178 番地	
敷地面積	2,712.48 m ²	
建築面積	1,135.05 m ²	
延床面積	990.64 m ²	
構 造	鉄骨造 平屋建	
施設内容	地域交流 スペース	郷土資料コーナー、大会議室 (54.69 m ²)、小会議室 (40.64 m ²)、運動場
	児童センター	遊戯室 (253.50 m ²)、図書コーナー (63.11 m ²)、乳幼児室 (76.23 m ²)
	共用	ロビー、トイレ、事務室、給湯室、倉庫
	地元管理分	23 区事務所、財産区事務所、作業室、ミーティング室、健康測定室、相談室、郷土資料コーナー展示物及び機器、展示資料コーナー用倉庫

*本施設は、地域交流スペース（郷土資料コーナー、会議室、運動場）、児童福祉法の規定による児童センター及び地域拠点として地元自治会が管理する事務所等で構成する複合施設です。

* 敷地内にある運動場を含めて管理、運営するとともに、敷地内駐車場及び第2駐車場(多治見市小泉町7丁目150番地:1,005㎡)も指定管理の対象とします。

(3-2) 設置目的

多世代交流の促進、多機能化による市民の利便性の向上並びに児童の健康の増進及び情操のかん養を図ることを目的とします。

(3-3) 利用実績

別紙「令和6年度児童館・児童センター等の利用状況」のとおり

2 管理の基準

(1) 開館時間

午前10時から午後6時まで

(2) 休館日

(2-1) 中央児童館、市之倉児童センター、脇之島児童センター、旭ヶ丘児童センター

① 月曜日(②に定める日の翌日に当たる場合を除きます。)

② 毎月第3日曜日

③ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(休日が月曜日(②に定める日を除く。)に当たるときは、その翌日)

④ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2-2) 共栄児童館、小泉交流センター

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 開館時間及び休館日の変更

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例第4条に掲げる事業に関する業務又は多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例第4条に掲げる事業に関する業務

(2) 施設の使用の許可に関する業務

(3) 施設の使用料の徴収に関する業務

(4) 施設の維持管理に関する業務

(5) 施設の設置目的のために必要な事業に関する業務

(6) その他甲が必要と認める業務

※詳細については、「多治見市児童館等指定管理仕様書」及び「多治見市小泉交流センター指定管理仕様書」によります。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 使用料

- (1) 本施設の使用に係る使用料は、甲の収入とします。
- (2) 本施設の使用料については、多治見市児童館の設置及び管理に関する条例及び多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例の定めるところによります。

6 減免

多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則に規定する者が使用した場合には、使用料を減免します。

7 目的外使用

本施設の目的外使用に係る使用料は、甲の収入となります。また、目的外使用にかかる光熱水費は、乙の負担となります。

8 管理に係る委託料

(1) 管理に係る委託料の額

指定期間5年間の各施設の委託料の総額は、下記のとおりとし、収支計画書に記載された金額（申請額）を参考に協定で定めます。なお、期間中の増額は認めませんので、事業計画及び収支予算立案の際にはご注意ください。

ただし、甲が業務内容等を変更した場合で金額変更を要する場合は、協議の上、額を定めるものとします。

また、施設の維持管理費については、長期契約や複数施設での一括契約を行う等、経費削減を図るように努めてください。

（小泉交流センターの一部を除いて非課税）

施設の名称	指定管理に係る委託料
川南グループ （中央児童館、市之倉児童センター、 脇之島児童センター）	177,385千円以内 （5年間）
川北グループ （共栄児童館、旭ヶ丘児童センター）	117,940千円以内 （5年間）
多治見市小泉交流センター ※小泉児童センター以外に係る 部分の消費税を含みます。	80,310千円以内 （5年間）

<留意事項>

指定管理期間中に甲が照明設備のLED化を実施した場合、LEDへの変更以降の電気料金と従来電気料金との差額分について、乙と協議の上、指定管理料の減額

調整を行う予定です。

(2) 委託料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日）毎に乙の請求に基づき、4半期毎の前金払いとします。支払いの時期、方法等は協定にて定めます。

9 応募資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」といいます。）で、本施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している団体

(2) 複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」といいます。）もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は構成団体とします。）

(3) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含みます。）又は法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体
- ② 施行令第167条の4第2項の規定に該当する団体
- ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定により多治見市における指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体
- ④ 最近3年間の法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含みます。）
- ⑤ 本業務を円滑に遂行できる、安全かつ健全な財務能力を有しない団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及びその利益となる活動を行う団体
- ⑧ 非法人については、団体の代表者について上記①から⑦までを準用します。

第2 公募

1 公募要領の配布

(1) 配布場所

多治見市役所 駅北庁舎3階 こども家庭課
〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号 0572-22-1111（内線2352）

(2) 配布期間

令和7年6月2日（月）から同年6月26日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(4) 配布方法

上記配布場所にて直接配布します。直接窓口に来所することが難しい場合は、多治見市ホームページからダウンロードするか、郵送請求してください（返信用封筒（角2型）320円切手同封）。郵便請求の場合は書留等によることとし、申請書類の提出期限の関係からこども家庭課への到着が6月23日（月）までのものとし、6月24日（火）以降の到着分は郵送しません。

2 配布書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 法人等概要書（様式2）
- (3) 主要業務実績一覧表（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 多治見市児童館等指定管理者共通公募要領 ※本書
- (6) 多治見市児童館等指定管理仕様書
- (7) 多治見市小泉交流センター指定管理仕様書

3 公募に係る説明会

今回の公募に当たり、下記のとおり説明会を開催します。

説明会への参加は必須ではありません。参加しなくても指定管理者指定申請はできますし、選定審査においても不利益を被るものではありません。

なお、説明会では質問は受け付けません。質問がある場合は「第3 質問」に従って質問してください。また、施設見学は実施しません。

- (1) 日 時 令和6年6月13日（金）午前9時から1時間程度
- (2) 場 所 多治見市役所駅北庁舎4階第2・3会議室
（多治見市音羽町1丁目233番地）
- (3) 内 容 施設の概要、事業内容、その他の説明
- (4) 参 加 者 各団体3名まで
- (5) 駐 車 場 駅北庁舎地下駐車場又は市営駅北立体駐車場をご利用ください。
- (6) 参加申込 参加を希望する団体は、6月12日（木）正午までに、こども家庭課へご連絡ください（時間厳守）。

第3 質問

本要領、配布書類について疑義がある場合は、次のとおり質問してください。

1 提出期限

令和7年6月2日（月）から同年6月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）。

2 提出様式

任意様式とします。

3 提出方法

後記「第9 問い合わせ先」へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで行ってください。電話、口頭による質問は受け付けません。なお、郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は、電話で到着確認してください。

4 回答方法

令和7年6月20日（金）までに、質問の内容及びその回答を市ホームページに掲載します。個別には回答しません。

第4 申請

1 提出期限

令和7年6月23日（月）から令和7年7月1日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

2 提出先

多治見市役所 こども健康部 こども家庭課
〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地（駅北庁舎3階）

3 提出方法

(1) 持参する場合

土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までの時間内に、直接こども家庭課窓口へ持参してください。

(2) 郵送の場合

こども家庭課への到着が、7月1日（火）午後5時までのものとします。

(3) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 申請する団体に関する書類

- ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ② 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの及び財産目録
- ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税、法人道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書（過去3年分）
- ⑥ 法人等概要書（様式2）
- ⑦ 団体構成表（様式2-2）
- ⑧ 主要業務実績一覧表（様式3）
- ⑨ 誓約書（様式4）

ウ 事業計画書

本施設について次のとおり事業計画書を作成してください（様式は任意）。

(ア) 管理運営方針

- ① 本施設の役割に着目した上で、運営上の基本的な考え方、理念
- ② 本施設の利用者が安全かつ快適に利用できることを考慮した上で、本施設の維持管理の基本的な考え方、理念
- ③ 使用時間の延長、休館日等についての考えとその場合の運営体制（あれば結構です）
- ④ 多治見市内で既に指定管理者制度を導入している同種又は類似の施設との連携の方針及び具体的方法

(イ) 事業運営計画

a 施設運営

i 市民の平等かつ公平な使用の確保

全ての利用者が平等かつ公平に本施設を使用することができる仕組みについて、高齢者や障がい者等の社会的弱者への配慮も含め示してください。

ii 市民サービスの向上等

本施設の使用促進、ノウハウの蓄積、サービスの向上についての考え方と具体的計画

iii 維持管理業務

- ① 本施設の維持管理について、点検方法、機能保全策、危険防止及び修繕の考え方とそれらの具体的内容
- ② 本施設の設備、備品等の管理方法
- ③ 本施設の清掃、警備、その他の維持管理業務の内容と基準及び確認方法等

iv 安全管理、リスク分担

事故、災害、第三者への賠償を要する事態が発生した場合の対応

v 要望、苦情対応

アンケート等による満足度調査等、本施設の利用者の評価、要望、苦情等を取り込む仕組み

b 事業計画（「ii」は小泉交流センターのみ）

i 児童センターの運営に関する提案書

- ① 事業の基本理念、基本方針
- ② 年間の事業計画、指導計画（令和8年度から令和12年度分）
- ③-1 乳幼児と保護者を対象とした事業
- ③-2 児童を対象とした事業
- ③-3 中高生を対象とした事業
- ③-4 地域交流及び多世代間交流事業
- ③-5 子育て相談及び子育てネットワーク推進事業

- ④ 事故防止、衛生管理、防災等安全管理について
- ⑤ 地域組織活動の育成助長、地域との連携について
- ⑥ 他の児童館や福祉施設等との連携協力について
- ⑦ その他企画事業や事業の特色について

ii 地域交流スペースに関する提案書（小泉交流センターのみ）

- ① 複合施設の特徴や役割を活かしていくための考えや運営方法
- ② 本施設の設置目的を達成するために必要な事業を地域との連携も考慮し提案してください。

c 安定的なサービスの継続的提供

i 運営体制

- ① 本施設の運営管理に必要な組織及び職員配置
- ② 人材確保、採用計画及び人材育成計画
- ③ 本施設の責任者の配置、責任体制、指揮命令系統等、人事配置全般及び組織運営の維持

ii 経営能力

- ① 同種又は類似の施設の運営実績があれば記載してください。運営経験が事業計画に活かされた点があれば併せて示してください。
- ② 本施設運営に関わる他の企業、団体等との関係、役割分担、再委託等について、該当する場合は記載してください。

d その他

- ① 使用者、関係者等の個人情報管理、漏洩防止等の情報保護対策
- ② 本施設の管理全般について、新たな提案があれば具体的に示してください。

(ウ) 収支計画書

a 施設管理経費及び事業運営経費の収支計画

指定期間内の本施設の1年ごとの管理経費及び事業運営経費の収支計画について示してください。

b 経費の縮減

経費の縮減について、人事配置を考慮し、取組みの方針と具体的な計画について示してください。

(エ) その他市長が必要と認める書類

(4) 提出部数

正本1部、副本17部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。なお、市が不足書類等の再提出を求めたときの提出期限は、7月2日(水)までとし、この日を過ぎた場合は受理いたしません。この場合、申請できないこともあります。

(5) 申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書

類は返却しません。

(6) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(7) 提案書の変更

市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

(8) 自主事業

自主事業とは、協定書で定める本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務・事業のことをいいます。よって、仕様に沿った事業は自主事業ではありませんので、企画事業や提案事業と記載してください。

第5 審査

1 指定管理者候補団体の選定

指定管理者候補団体の選定は、公平性と透明性を担保するため多治見市児童館等指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「委員会」といいます。）において審査することにより行います。

審査は、書類審査（一次審査）及び提案説明（プロポーザル）（二次審査）により行い、委員会において審査結果に基づいて指定管理者候補団体を選定します。

ただし、申請団体が3団体以下であった場合は、一次審査は行いません。

2 一次審査

(1) 提出書類の内容を書面にて審査し、3団体程度を選定します。

(2) 各審査委員が、以下に定める「一次審査の評価項目及び配点」に基づき、採点を行います。

(3) 各委員の評価点の合計点数の上位者を二次審査の対象とします。

(4) 審査結果は、7月11日（金）までに電子メールにより通知します。

(5) 一次審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けません。

3 一次審査の評価項目及び配点（100点満点）

評価項目		配点
業務実績		20点
1	業務の実績	10点
2	業務への信頼性	10点
業務実施体制		30点
3	適切な業務体制の整備	10点
4	知見、ノウハウを有する人材配置	10点
5	甲との間で十分な連絡、相談を行うことができる体制	10点
事業計画書		30点

6	公募要領及び仕様書等に対する提案内容の的確性	10点
7	地域性、独創性が感じられる提案内容	10点
8	提案内容の実現性	10点
見積額		20点
9	積算単価、数量の妥当性	10点
10	省エネルギー、早期修繕、コスト意識	10点
合計		100点

4 二次審査の選定基準

事業計画書の内容等について、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定します。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前述したもののほか、本施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
- (5) 前各号の選定基準に基づく具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとします。

なお、審査には最低基準を設定します。最低基準は、表中の総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とします。

すべての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

5 二次審査の評価項目及び配点

具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- (1) 川南グループ（中央児童館、市之倉児童センター、脇之島児童センター）
及び川北グループ（共栄児童館、旭ヶ丘児童センター）

<評価項目>100点満点

評価項目		配点
管理運営方針について		10点
①	運営上の基本的な考え方、理念等が本市と合致しているか	5
②	運営内容に明瞭性、的確性、実現性はあるか	5
施設運営について		10点
③	平等公平な市民サービス、維持管理に対する考え方は適切か	5
④	安全管理・個人情報保護、要望・苦情等への対応は適切か	5
事業内容について		50点
⑤	仕様に沿った事業が企画されているか □乳幼児と保護者を対象とした事業	20

	<input type="checkbox"/> 児童を対象とした事業 <input type="checkbox"/> 中高生を対象とした事業 <input type="checkbox"/> 地域交流事業、多世代間交流事業 <input type="checkbox"/> 子育て相談事業、子育てネットワーク推進事業	
⑥	子どもたちが自主的に活動できるよう図られているか	5
⑦	安心安全で利用者目線に沿った事業を企画してあるか	5
⑧	本施設の地域性に沿った事業を企画してあるか	5
⑨	他の児童館、福祉施設、社会教育施設及び幼保小中等との連携協力が図られているか	5
⑩	事業内容に独自性、先進性、発展性、付加価値はあるか	10
収支予算書について		10点
⑪	収支計画、収支予算の内容が過不足なく適正な金額であるか	5
⑫	経費削減が効果的に図られた内容になっているか	5
指定管理者候補団体について		20点
⑬	高い業務運営能力（組織統括力、事務処理能力、会計能力、コミュニケーション能力等）が認められるか	10
⑭	安定した業務継続力、人員確保力が認められるか	5
⑮	柔軟で変化をいとわない対応力が認められるか	5
総得点		100点

* 注意事項：上記①から⑮までの提案については、提案書の中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案事項の見出し又は末尾に「記載例：（評価項目－①）、（評価項目－④⑤⑥）」として記載してください。

(2) 小泉交流センター

<評価項目> 120点満点

評価項目		配点
管理運営方針について		10点
①	運営上の基本的な考え方、理念等が本市と合致しているか	5
②	運営内容に明瞭性、的確性、実現性はあるか	5
施設運営について		10点
③	平等公平な市民サービス、維持管理に対する考え方は適切か	5
④	安全管理・個人情報保護、要望・苦情等への対応は適切か	5
事業内容について		50点
⑤	仕様に沿った事業が企画されているか <input type="checkbox"/> 乳幼児と保護者を対象とした事業 <input type="checkbox"/> 児童を対象とした事業 <input type="checkbox"/> 中高生を対象とした事業 <input type="checkbox"/> 地域交流事業、多世代間交流事業 <input type="checkbox"/> 子育て相談事業、子育てネットワーク推進事業	20
⑥	子どもたちが自主的に活動できるよう図られているか	5
⑦	安心安全で利用者目線に沿った事業を企画してあるか	5
⑧	本施設の地域性に沿った事業を企画してあるか	5
⑨	他の児童館、福祉施設、社会教育施設及び幼保小中等との連携協力が図られているか	5
⑩	事業内容に独自性、先進性、発展性、付加価値はあるか	10

収支予算書について		10点
⑪	収支計画、収支予算の内容が過不足なく適正な金額であるか	5
⑫	経費縮減が効果的に図られた内容になっているか	5
指定管理者候補団体について		20点
⑬	高い業務運営能力（組織統括力、事務処理能力、会計能力、コミュニケーション能力等）が認められるか	10
⑭	安定した業務継続力、人員確保力が認められるか	5
⑮	柔軟で変化をいとわない対応力が認められるか	5
複合施設について		20点
⑯	複合施設の役割に着目した考え方は適切か	10
⑰	地域交流スペース事業は仕様に沿った事業が企画されているか（地域との連携含む）	10
総得点		120点

* 注意事項：上記①から⑰までの提案については、提案書の中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案事項の見出し又は末尾に「記載例：（評価項目－①）、（評価項目－④⑤⑥）」として記載してください。

6 提案説明及び選定

申請者による提案説明及び指定管理者候補団体の選定は、委員会の委員が提案説明について質問するプロポーザル方式により、概ね次のとおり行います。

- ① 提案説明は、概ね1団体15分以内とします。
- ② 提案説明終了後、委員会の委員による質疑を行います。
- ③ 提案説明及び質疑終了後、委員会において、本要領の審査基準に基づき行い、指定管理者候補団体を選定します。
- ④ 委員会（プロポーザル）の開催日時（令和7年7月18日（金）を予定）、場所、実施方法等については、別途通知します。

7 選定結果の通知及び公開

選定結果は、令和7年7月下旬を目途に、全プロポーザル参加団体に通知します。なお、指定管理者の決定については議会の議決が必要であるため、指定管理者の決定の通知は、10月上旬以降を予定しています。また、審査結果について公表します。

8 その他

(1) 委員会の委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、委員会の委員及び関係市職員と本件提案についての接触（説明会等正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

(2) 重複提案等の禁止

次の提案は、することができません。

- ① ひとつの団体が複数の提案をすること
- ② ひとつの団体が複数のグループ応募に加わり提案すること
- ③ 単独で提案した団体が、グループ応募に加わり提案すること（グループ応募

に加わった団体が、単独で提案することを含む)。

(3) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、多治見市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

2 協定の締結

甲と乙は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

第7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

1 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ずこども家庭課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退した場合、甲が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」といいます。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、前記「第5 審査」における委員会において第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）

- (1) 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

- (5) 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) 指定管理者等が要項要領に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

第8 その他の留意事項

- (1) 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、管理業務等を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、乙の損害に対し甲は賠償しません。また、取消しに伴う甲の損害について、乙に賠償請求をすることがあります。
- (2) 指定管理者として指定された後、準備行為期間として指定期間前に児童館総括責任者就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間本施設にて研修並びに事務及び事業の事前説明（協定書締結後約1ヶ月間）を行うこと。なお、令和8年3月31日以前に準備に要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。
- (3) 管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合（以下「成績良好の場合」といいます。）については、2回に限り非公募とすることが可能となります。

※成績良好の場合に、非公募とするかどうかは、①施設を取り巻く状況、②過去の応募状況、③今後の応募見込み等を鑑み、市が総合的に判断します。

第9 問い合わせ先

多治見市 こども健康部 こども家庭課
〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地（駅北庁舎3階）
電話番号 0572-22-1111（内線2352）
ファクシミリ番号 0572-23-8577
E-mail kodomokatei@city.tajimi.lg.jp

【別紙】

令和6年度 児童館・児童センター等の利用状況

1. 各館の来館者数

	開館 日数	来館者数（人）				
		乳幼児	小学生	中高生	大人	合計
中央	288	1,658	3,171	205	2,171	7,205
市之倉	288	574	2,645	267	1,407	4,893
脇之島	294	2,129	8,385	699	1,990	13,203
共栄	291	1,442	5,025	1,965	1,830	10,262
旭ヶ丘	287	2,773	5,825	1,865	2,700	13,163
太平 ^(※)	287	6,554	7,902	2,938	6,413	23,807
滝呂 ^(※)	288	2,190	6,658	494	2,263	11,605
南姫 ^(※)	291	827	4,232	489	1,119	6,667
根本 ^(※)	292	3,789	6,598	575	3,322	14,284
精華 ^(※)	302	4,826	4,337	791	5,925	15,879
笠原 ^(※)	285	4,611	4,749	479	3,754	13,593
坂上	281	2,125	7,031	896	4,113	14,165
小泉(児童)	290	2,564	8,355	906	2,434	14,259
小泉(地域)	292	68	519	29	2,424	3,040

(※) 太平、滝呂、南姫、根本、精華、笠原の各児童センターは複合施設に設置

2. 小泉交流センター地域交流スペースの利用の実績（児童センター事業を含む）

利用施設	利用目的	利用回数・時間
会議室（大）	会議等	113回・239時間
会議室（小）	会議等	144回・296時間

(様式1)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名称)
代表者氏名 (※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

施 設 の 名 称	所 在 地

提出書類

- 1 指定管理者指定申請書(様式1)
- 2 申請する団体に関する書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
 - ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近2事業年度の収支計算書及び事業報告書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 法人等概要書(様式2)
 - ⑥ 団体構成表(様式2-2)
 - ⑦ 法人税、消費税、法人事業税、法人道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(過去3年分)
 - ⑧ 主要業務実績一覧表(様式3)
 - ⑨ 誓約書(様式4)
- 3 事業計画書
- 4 その他多治見市が必要と認める書類

本申請に当たっては、申請資格の確認のため、過去3年分の市税等の納付状況について、多治見市が確認することに同意します。

(様式2)

法人等概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※法人等の概要パンフレット等があれば添付すること。

(様式 4 - 1)

誓 約 書

年 月 日

多治見市長

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名

(※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定より多治見市における指定の取消しを受けたことはありません。

(様式 4 - 2)

誓 約 書

年 月 日

多治見市長

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名

(※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体の受けた地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定より多治見市における指定の取消しは、本団体の責めに帰すべき事由によるものではありません。

1 取消しに係る施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

(様式 4 - 3)

誓 約 書

年 月 日

多治見市長

申請者 (所在地)

(名 称)

代表者氏名

(※)

(※) 法人は記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く)。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、本団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により多治見市における指定の取消しを受けた後 2 年を経過しています。

1 取消しに係る施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由